



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(法務二二)
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則
(農林水産・経済産業・国土交通)

(規則)

○再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則(原子力規制委六)

(告示)

○個人向け国債の発行等に関する省令
第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務二二九)

(叙位・叙勲)

(褒賞)

(公告)

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

四 三 六 三 八 五 一

特殊法人等
日本郵政共済組合定款の一部変更、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会裁決関係
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

四六九 六

省令

○法務省令第二十二号

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十一条の二第一項及び第六十九条の二の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月一日

法務大臣 金田 勝年

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「別記第七十四号様式」の下に「難民の認定をしない処分を受けたことがある外国人にあつては、別記第七十四号の二様式」を加える。

第六十一条の二ただし書中「第三号、第三号の二を「から第三号の二まで、第五号の四」に、「第十一号、第十三号、第十四号及び第十五号」を「から第十五号まで、第十七号及び第二十号」に改め、同条第十三号中「第六十一条の二の二」を「第六十一条の二から第六十一条の二の三まで」に改め、同条第十四号中「第六十一条の二の三から第六十一条の二の五まで」を「第六十一条の二の四第一項から第四項まで」に改め、同条第十七号を同条第十八号とし、同条第十六号を削り、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 法第六十一条の二の五に規定する権限
十六 法第六十一条の二の七第三項の規定による難民認定証明書及び難民旅行証明書の返納を受ける権限

第六十一条の二に次の二号を加える。

十九 法第六十一条の二の十三の規定による難民認定証明書及び難民旅行証明書の返納を受ける権限

二十 法第六十一条の二の十四第一項に規定する権限